

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（案）について」に対する御意見募集の結果について

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬安全対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（案）について、平成 29 年 9 月 22 日（金）から平成 29 年 10 月 21 日（土）まで御意見を募集したところ、本告示制定に関係のある御意見は寄せられませんでした。なお、本告示制定に関係のない御意見が 2 件ございました。

今回の意見募集に当たり、皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。